

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

発破技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要件	具体的な書類	【注】
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3か月以上発破の業務について実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習の事業者証明書（原本）	
2	発破の補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
3	発破実技講習を修了した者	○ 発破実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は 原本確認 されたもの。）	②

高圧室内作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要件	具体的な書類	【注】
1	高圧室内業務に2年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③

林業架線作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要件	具体的な書類	【注】
1	林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③

【注】 ② 「**原本確認**」は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/)

※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。